

一般社団法人北海道まちづくり協議会 実践活動研究会設置要領

平成26年3月26日理事会決定事項

(目的)

第1条 この要領は、実践活動研究会（以下「研究会」という。）の設置に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 研究会は、特定の課題について研究交流を図ることを目的として、次の要件を満たすものをいう。

- 一 複数の会員が主体的に関わり継続的に行われること。
- 二 目的や内容が本協議会の設立目的に沿ったものであること。

(種類)

第3条 研究会は、次の2種類とする。

- 一 情報交換や技術向上を中心に活動する研究会（以下「一号研究会」という。）
- 二 委託業務等の受託を目指し活動する研究会（以下「二号研究会」という。）

(構成)

第4条 一号研究会は、本協議会の5名以上の会員を以って組織する。なお、会員以外の者がオブザーバーとして参加することを妨げない。

- 2 二号研究会は、本協議会の3名以上の会員を以って組織する。
- 3 研究会には、代表1名を置く。

(設置方法)

第5条 研究会を設置しようとする者は、研究会設置申請書（別紙）により、研究会の名称、目的、内容、及び参加者名簿について、まちづくり支援事業部会長を経由して担当常務理事に提出するものとする。

- 2 前項の申請を受理したときは、承認の有無を理事会にて決定し申請者に通知するものとする。

- 3 第1項により一号研究会の申請をした者は、前項の承認後、設置する研究会の目的及び内容を明確にして、広く会員に参加を呼び掛けるものとする。
- 4 研究会設置の承認後、届出事項に変更が生じたときは、速やかに、まちづくり支援事業部会長を経由して担当常務理事に提出するものとする。

(助成)

第6条 研究会は、本協議会の予算の範囲内で会議費・交通費等の助成を受けることができる。ただし、二号研究会が業務受託後、委託業務等にかかる必要な費用については、助成の対象としない。

(成果報告)

- 第7条 一号研究会の活動内容及び成果については、公開を原則とし、会員に対する報告を行うものとする。
- 2 二号研究会の活動内容及び成果については、必要に応じて会員に対する報告を行うものとする。

(解散)

- 第8条 研究会は、その目的を達したときは、速やかに、解散の届出を、まちづくり支援事業部会長を経由して担当常務理事に提出するものとする。
- 2 研究会が1年間活動をしなかったときは、当該年度末を以って解散とする。